度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については Bn に準ずるものとする。

E_{14} ＝ 0.025

E_{15} ＝ 0.024

E_{16} ＝ 0.025

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

E_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

E_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

E_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

E_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

E_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.017

E_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.017

E_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.002

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係る

度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については Bn に準ずるものとする。

E_{15} ＝ 0.024

E_{16} ＝ 0.025

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

E_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

E_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

E_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

E_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

E_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.017

E_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係る